

# 令和6年度「公共施設の防犯・安全点検」実施要領

## 1. 目的

「ちゅうちな一安全なまちづくり条例」（平成16年4月1日施行）に基づき、犯罪のない安全で安心なまちづくりを目指して取り組む「ちゅらさん運動」の一環として、県が率先して公共施設の防犯上の安全点検を実施する。公共施設の防犯上の安全点検を実施することにより、子どもたちが安全に安心して利用できる環境を確保し、公共施設管理者をはじめ、県民の防犯意識の高揚・啓発及び犯罪の予防に資する。

また、市町村の管理施設や国立・私立学校等においても、県と同様に点検を実施するよう、管理者に依頼するものとする。

## 2. 点検期間

令和6年7月16日（火）～ 8月7日（水）

## 3. 点検者

対象施設の管理者

## 4. 対象施設

(1) 県が管理する公共施設の中で子どもたちがよく利用する施設を対象に、道路・公園・建物・学校の区分に分けて点検する。

(2) 対象施設については、所管課(所)において下表を参考に選定すること。なお、所管課(所)において子どもの利用頻度が高く点検が必要と判断した施設については、対象施設として追加すること。

なお、市町村および国立・私立学校等の施設管理者が点検を実施する場合においても、下表の区分に準じて、点検の必要があると判断した所管施設について実施する。

対象施設	対象要件	具体例
道路	県道及び県が管理する国道等で、小学校、公園、子どもの遊び場等に隣接する箇所	県道〇号線〇〇公園周辺 国道〇号〇〇小学校周辺 真地久茂地線〇〇図書館周辺
公園	県営公園(指定管理者等が管理している公園も含む)で自然公園以外の公園 港湾施設等の公園形態の緑地帯も含む	〇〇公園
建物	県有施設(指定管理者等が管理している施設も含む)で子どもたちがよく利用する施設	図書館、少年自然の家、沖縄コンベンションセンター、平和祈念資料館、福祉施設 等
学校	〇県立高等学校、中学校及び特別支援学校 〇市町村立の幼稚園及び小中学校 ※市町村立の幼稚園及び小中学校については、各市町村教育委員会に点検実施について協力を依頼する	県立高等学校及び中学校・特別支援学校、市町村立幼稚園及び小学校・中学校 等

## 5. 防犯に関する基本的な考え方

犯罪の起こりにくい環境づくりのために、以下の事項に留意して防犯・安全点検を行う。

### (1) 監視性の確保 ～周囲からの見通しの確保～

多くの人の目(視線)を自然な形で確保し、犯罪企図者に「犯罪行為を行えば、第三者に目撃されるかもしれない」と感じさせることにより犯罪の抑止を図る。

### (2) 接近の制御 ～犯罪企図者の接近を妨げる～

犯罪企図者が被害対象者・対象物に接近することを妨げることにより犯罪の機会を減少させる。

### (3) 領域性の強化 ～犯罪の起こりにくい領域の確保～

周辺居住者の帰属意識の向上と地域のコミュニティの活性化に取り組み、犯罪企図者に「立ち入れば部外者として目立ってしまう」と意識させて犯罪の抑止を図る。

### (4) 被害対象の強化・回避 ～部材、設備等の強化～

犯罪企図者が住居等に侵入しようとする際、破壊できない、又は破壊に時間を要する窓、扉等であれば、犯行を断念させ、被害を回避することができる。

### (5) 割れ窓理論

建物やビルの窓ガラスが割られて、そのまま放置しておく、その建物は管理されていないと認識され、やがて割られる窓ガラスが増え、建物やビル全体が荒廃し、それはさらに地域全体が荒れていく(犯罪が増えていく)という理論である。

## 6. 点検方法

防犯・安全点検は、上記「5. 防犯に関する基本的考え方」を踏まえ、現在の設備・防犯体制等が機能しているかどうかを防犯・安全点検表記載の点検項目に従って実施する。

### (1) 点検項目例

- ・ 放置車両や不法工作物等がないか。工作物等が見通しの妨げとなっていないか。
- ・ 防犯灯、保安灯、街灯等の明るさが低い、又は、電球が切れていないか。
- ・ 管理人等の巡回により犯罪を未然に防止する管理体制は整備されているか。
- ・ フェンス等が壊れ、侵入されやすい場所はないか。
- ・ 非常通報装置等の防犯設備は機能しているか。また、犯罪発生時の通報体勢は整備されているか。
- ・ ゴミの散乱や落書き等がないか、又はそのまま放置していないか。

### (2) 点検時に使用する様式

- 様式 1-1 防犯・安全点検表【道路用】
- 様式 1-2 防犯・安全点検表【公園用】
- 様式 1-3 防犯・安全点検表【建物用】
- 様式 1-4 防犯・安全点検表【学校用】

## 7. 点検結果報告

上記6により点検を実施した対象施設の管理者は、以下により防犯・安全点検結果の報告を行う。

### (1) 報告期限

**令和6年8月16日（金）**

### (2) 報告様式

- 様式2-1 防犯・安全点検結果集計表【道路用】
- 様式2-2 防犯・安全点検結果集計表【公園用】
- 様式2-3 防犯・安全点検結果集計表【建物用】
- 様式2-4 防犯・安全点検結果集計表【学校用】
- 防犯・安全点検実施に関するアンケート

※点検結果については、10月を目処に沖縄県公式ホームページにおいて公表予定です。

### (3) 報告の方法

**※別紙「点検結果報告の方法について」参照**

- (1) 各施設点検者は、各報告担当者（県各部主管課、県教育庁保健体育課、各市町村防犯担当課、各市町村教育委員会）へメールで報告を行う。
- (2) 各報告担当者及び国立・私立小・中・高等学校、幼稚園等は、県生活安全安心課へEメールで報告を行う。※送信先アドレス(arshiroh@pref.okinawa.lg.jp)

## 8. 改善措置

防犯・安全点検後、改善が必要な箇所については、緊急度に応じて速やかに必要な防犯・安全対策を実施する。

なお、改善措置については、必要に応じて、各地区安全なまちづくり推進協議会及び防犯ボランティア、地域の自治会等と連携して実施すること。

## 9. 各様式の配布について

点検表（様式1-1～1-4）、点検結果集計表（様式2-1～2-4）、アンケートのファイルは、沖縄県公式ホームページからダウンロードして下さい。

沖縄県公式ホームページ <http://www.pref.okinawa.jp/>

【掲載場所】 ホーム>防災・安全>防犯>ちゅらさん運動ホームページ  
>(ちゅらまちづくり関係事業)公共施設の防犯・安全点検

## 10. 点検結果の報告先・問い合わせ先

沖縄県生活福祉部 生活安全安心課  
交通安全市民活動班 新城

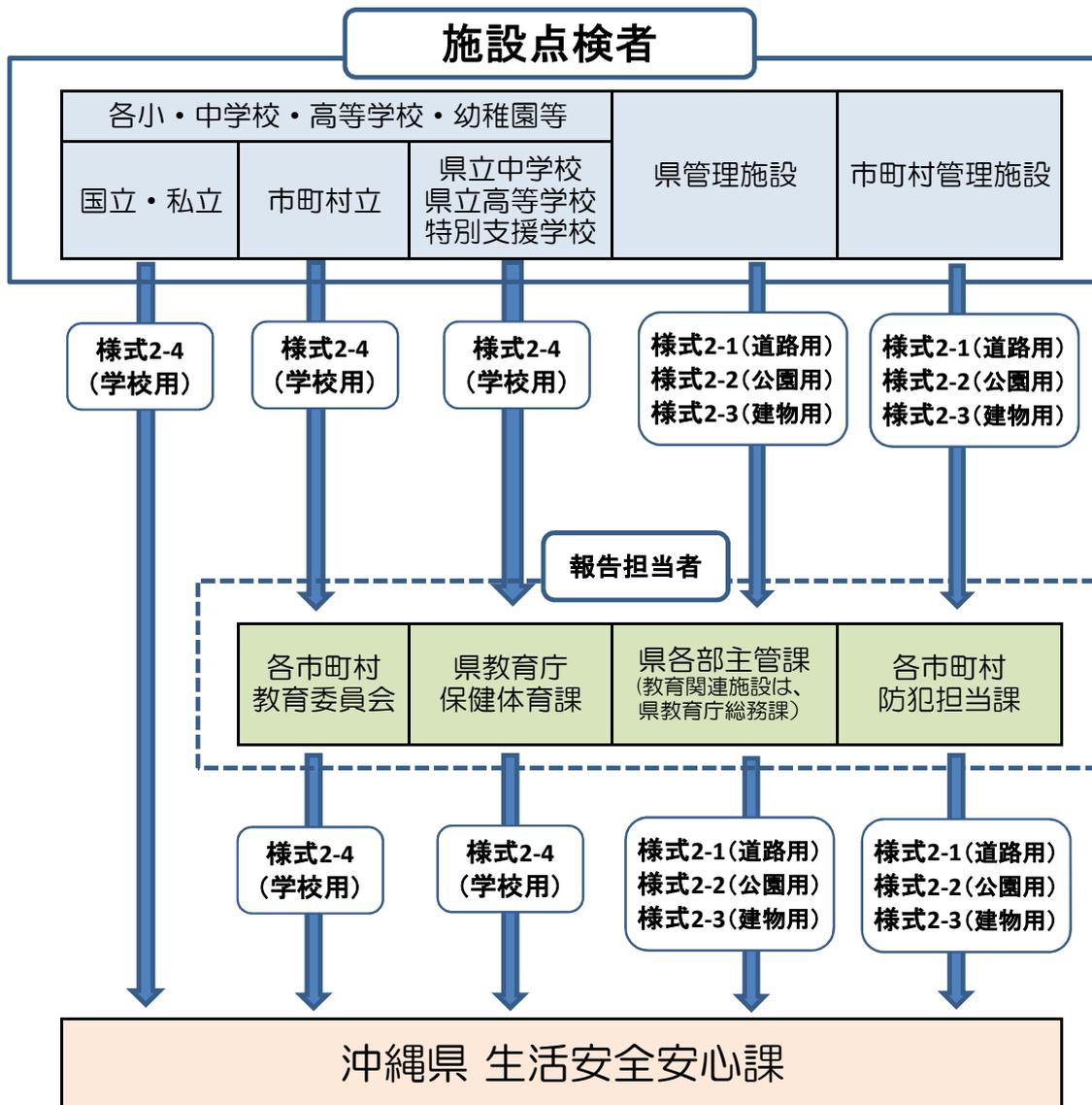
TEL 098-866-2187

FAX 098-866-2789

E-Mail arshiroh@pref.okinawa.lg.jp

## 【別紙】点検結果報告の方法について

- ①施設点検者は、以下のとおり「報告担当者」へ、集計表（様式2 エクセルファイル）を提出  
 ※国立・私立の小・中・高等学校、幼稚園等施設は、直接「県生活安全安心課」へ提出
- ②報告担当者はとりまとめの上「県生活安全安心課」へ、集計表（様式2 エクセルファイル）を提出  
 提出先メールアドレス： arshiroh@pref.okinawa.lg.jp



### 【点検結果の報告先】

沖縄県生活福祉部 生活安全安心課

交通安全市民活動班 新城

TEL 098-866-2187

FAX 098-866-2789

E-Mail arshiroh@pref.okinawa.lg.jp